

グループ補助金/ なりわい再建支援補助金の受給に 事業継続力強化計画の認定取得をお奨めします。

グループ補助金/なりわい再建支援補助金とは？

グループ補助金は、地震・台風・豪雨等の自然災害に被災した地域の中小企業等のグループが、復興事業計画を作成して都道府県から認定を受けた場合に、グループ内の各事業者が都道府県に補助金交付申請を行い、国と都道府県が施設・設備の復旧・整備に対して補助を交付する制度です。なりわい再建支援補助金では、グループによる復興事業計画の申請がなく、事業者が都道府県に補助金交付申請を行います。

補助金は、特に被害が甚大な場合に措置が検討されます。また、個別補助金ごとに制度の詳細や支給条件などが決定されます。事業継続力強化計画の認定取得が、グループ補助金・なりわい再建支援補助金の受給要件となるケースがありますので、事前に認定取得することをお奨めします。

これまでの補助金額・補助率の事例

補助対象経費：施設・設備の復旧費用等、補助率：3/4以内(中小企業者等)・1/2以内(中堅企業等)、補助上限：15億円

補助金の自己負担分は準備できていますか？

補助金を受給できる場合でも、自己負担が発生します。

自己負担が発生する事例

Case 1 補助金受給までの資金調達

補助金の支給が決定された場合でも、補助金を受給できるのは補助金対象物件の復旧完了後になりますので、復旧期間中の立替資金の準備が必要です。

Case 2 自己負担分の資金調達

補助金を受給できる場合でも、補助対象物件復旧資金の1/4は自己負担となりますので、その分の資金の準備が必要です。

Case 3 補助金の対象とならない資金の調達

事業を継続するためには、施設・設備等の復旧とともに、技術やノウハウを持った従業員の雇用継続が欠かせません。雇用を継続するためには、売上がない間も人件費を支払うことが必要であり、家賃・地代等、その他固定費の準備も必要です。

Case 4 補助金が措置されなかった場合の資金調達

グループ補助金/なりわい再建支援補助金は、特に被害が甚大な場合に措置が検討されるため、全ての自然災害等で補助が行われる訳ではありません。補助金が措置されない場合は、全ての事業継続資金を自社で調達する必要があります。

		自然災害に被災した際に事業継続・復旧に必要な資金	
		被災した施設・設備等の復旧資金	休業損失 (人件費・家賃地代等の固定費を含む)
補助金	△ ※1 補助金が措置されるか不確定	×	※4 補助金の対象外
火災保険	○ ※2 Case1、Case2、Case4の場合 ※3 地震・水災・風災が補償されている場合	○	○ ※5 Case3、Case4の場合 ※6 地震・水災・風災による休業損失が補償されている場合

FAX送信状

当社では、自然災害に対する準備について必要な情報提供を行っております。
ご希望の方は、このFAX送付状にてご連絡ください。

送信先
FAX番号 03-6694-8207

AIG損害保険株式会社
東京第一プロチャネル営業部 平野 宛

- 補助金について話が聞きたい 事業継続力強化計画について話が聞きたい
 事業継続力強化計画の資料が欲しい 資金準備について話が聞きたい

貴社名			
ご住所			
電話		ご担当者氏名	
業種(お仕事内容)			

ご提供いただいたお客様の個人情報は、今後、お客様に対する商品・サービスに関する情報のご提供、または日本におけるAIGグループ会社(AIGメンバーズカンパニー)の商品改善・新商品開発のために利用させていただき、これ以外の目的には使用しません。

※切り取らずそのままお送りください。

※これまでに措置されたグループ補助金/なりわい再建支援補助金(2024年3月現在)

年度	災害名	主な被災地
2011年(平成23年)	東日本大震災	青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県
2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県
2018年(平成30年)	梅雨前線(平成30年7月豪雨等)・台風第5号・第6号・第7号・第8号	岡山県・広島県・愛媛県
2019年(令和元年)	台風第19号・第20号・第21号	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
2020年(令和2年)	梅雨前線(令和2年7月豪雨等)	山形県・長野県・岐阜県・島根県・福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県
2024年(令和6年)	令和6年能登半島地震	石川県・富山県・新潟県・福井県

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険(株)
東京第一プロチャネル営業部
担当：平野
Tel：03-5401-3650
Fax：03-6694-8207



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

(江東東法人会_202405)

(24-014002)S051609(AC)